

令和3年 第1回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年1月6日(水) 16時00分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	欠席	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	欠席	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	西村 健功	2	欠席	3	三好 哲秀
4	菊池 正登	5	欠席	6	井上 仁
7	欠席	8	毛利 新吾	9	正 和幸
10	元山 紀保	11	坂野 清史	12	真田 寿広
13	欠席	14	欠席	15	菊池 信治
16	欠席	17	宮本 賢治		

○出席職員

事務局長 菊地 一彦  
事務局次長 西村 真徳  
事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

○欠席委員

農業委員 8番 菊地 繁生委員  
農業委員 16番 大和 眞二委員  
推進委員 2番 泉 俊也委員  
推進委員 5番 竹内 寿元委員  
推進委員 7番 松上 正雄委員  
推進委員 13番 二宮 賢光委員  
推進委員 14番 稲垣 憲定委員  
推進委員 16番 富田 駒利委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について 1件  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転) 1件  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(一括方式) 6件  
議案第5号 「農地の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について 1件

第4 協議事項

・第2回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和3年第1回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は19名中、17名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は、「8番、菊地 繁生委員」、「16番、大和 眞二委員」

の 2 名です。

なお、推進委員は「2 番、泉 俊也委員」、「5 番、竹内 寿元委員」、「7 番、松上 正雄委員」、「13 番、二宮 賢光委員」、「14 番、稲垣 憲定委員」、「16 番、富田 駒利委員」の 6 名が欠席です。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「14 番、曾我 和彦委員」、「15 番、山内 裕司委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。  
議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。  
番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 1 号、番号 1 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,261 m<sup>2</sup>」、外 17 筆、計「21,399 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「農業者年金受給のため、後継者に農地を贈与したい」。譲受人は「父の農地を譲り受け、農業経営を行いたい」であります。  
譲受人の経営面積は「0a」。  
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。  
今回、〇〇〇〇さんが農業者年金を受給するというので、〇〇〇〇  
さんに経営移譲をする案件でございます。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、非常にまじめで、みかん作りも熱心  
な方で、地元でも信頼されている親子でございます。何ら問題はない  
かと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いせんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

( 〇〇〇〇委員 退席 )

議 長 引き続き、番号2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号2について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「577 m<sup>2</sup>」、外  
12筆、計「8,775 m<sup>2</sup>」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢により、農地を弟に譲りたい」。  
譲受人は「兄の農地を譲り受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積は「75.9a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条  
第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する  
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する  
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該  
当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要

件の全てを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

19番 譲渡人の「〇〇〇〇」さん、譲受人の「〇〇〇〇」さんは兄弟であります。兄の「〇〇〇〇」さんは高齢と書いてありますけれど、体調不良及び家庭の事情ということで、弟の「〇〇〇〇」さんに農地を譲りたいということで、「〇〇〇〇」さんは兄の意思を継ぎ、農業をまじめにやっていきたいということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

( 〇〇〇〇委員 着席 )

議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」。  
番号1、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、番号1を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「宅地」、面積「230 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。  
当初計画者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、  
「〇〇〇〇」です。  
承継者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
転用目的「住宅用地」、転用理由「継承者は、〇〇〇〇、現在借家住まいのため、申請地に住宅を新築したい」とのことです。

なおこの案件は、平成15年5月30日付けの愛媛県指令にて許可を受けているもので、この度の変更申請により、転用事業者を変更しようとするものです。変更の要因については、当初計画者が土地購入後、住宅建築計画を進めていたが、諸事情により〇〇〇〇することとなり、計画が頓挫したためであります。このことは当初計画者の故意又は重大な過失によるものではございません。また、変更後の転用事業は同じ住宅建築のため、変更前の転用事業に比べて同程度であり、周囲に及ぼす影響等も同程度であります。よって、本案件は前回同様許可相当となります。

別添の参考資料の1ページから4ページまでに位置図・地番地目図・土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

14番 最初に1つ、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇とありますが〇〇〇〇なので訂正してもらえたら。当初計画者の〇〇〇〇さん夫妻が住宅計画を進めていましたが、途中、奥さんの体調が悪くなり、〇〇〇〇の中で、〇〇〇〇がもちあがり、土地購入から〇〇〇〇経ったら〇〇〇〇に至りました。土地の処分方法、またどちらかが一方の断絶により、住宅建築を模索したが、資金面での折り合いがつかなかったということで、購入した土地を仲介業者にお願いして処分することにしたということです。承継人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇、現在〇〇〇〇にお住まいです。〇〇〇〇ので、早急に自宅を再建したいということです。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 3 号について説明します。  
番号 1、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「806 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「388.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇を超えて、〇〇〇〇の息子さんがいるんですけど、ちょっと病気を患いまして、もう農業はできないということで、ちょっと荒れた園地なんですけど、「〇〇〇〇」さん、この方〇〇〇〇なんですけど、精神年齢も肉体年齢も若く、やる気まんまんで、開墾をしながら、まだ〇〇〇〇まではがんばるということで、こういう売買の形となりました。  
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」。  
番号 1 から 6 まで一括して、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第4号について説明します。こちらは農地中間管理機構を通した貸借となっています。番号1から6まで、一括して説明します。

番号1、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,674 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「1,919 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、

経営面積「212.7a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号2、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,063 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「1,962 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「184.6a」、期間「5年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号3、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「737 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「1,770 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「248.4a」、期間「3年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号4、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「23 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「962 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「134.6a」、期間「5年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号5、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,196 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「1,430 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「122.7a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号6、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「622 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「2,873 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「136.4a」、期間「3年」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

10番 1番から6番まで新規となっておりますけど、今回、中間管理機構を通した設定ということで、新規となっております。元々は再設定の案件です。

1番2番の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、訳あって今、みかん作りをしておりません。その畑を「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さん、共に〇〇〇〇で、ばりばりの農家さんです。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇在住で、〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さん、この方もまだ全然元気な方でございます。

4番の「〇〇〇〇」さん、この方は高齢なんですけど、息子さんが帰ってきて一緒にやられておられるのですが、息子さんが帰る前から「〇〇〇〇」さんに賃貸で貸しておられて、そのままずっと継続されておられます。

5番の「〇〇〇〇」さんは、5,6年前に旦那さんを〇〇〇〇で亡くされて、〇〇〇〇さんはそんなに面積は作ってなくて、親戚の「〇〇〇〇」さんに貸しております。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、ばりばりの農家さんです。

6番の「〇〇〇〇」さんは、2年ぐらい前に〇〇〇〇で旦那さんを亡くされた方です。ここは今後、〇〇〇〇として「〇〇〇〇」が借り手です。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号について説明します。8ページをご覧ください。

議案第 5 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」農業委員会等に関する法律第 7 条第 2 項の規定により、八幡浜市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を別紙のとおり改正する。

この指針につきましては、農地利用最適化推進委員が出席している本総会において提案し、審議していただくものであります。それでは、指針の改正について説明します。9 ページをご覧ください。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき「農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない」こととなっており、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うこととなっています。

指針には、農地利用の最適化の推進の柱となる①「遊休農地の発生防止・解消」、②「担い手への農地利用の集積・集約化」、③「新規参入の促進」以上 3 点についての目標とその目標達成に向け具体的な推進の方法を定めています。

今回の見直し点についてですが、先ほど説明した農地利用の最適化の推進の柱となる 3 点の現状と目標の数字を変更しています。

前回との比較資料として 3 年前に作成された指針をお配りしていますので、ご確認ください。改正前と書かれている資料です。

まず、「遊休農地の発生防止・解消について」です。

令和 2 年 4 月現在、管内の遊休農地面積は 326 ヘクタールあります。過去 3 年間の実績から、前回と同様に、遊休農地の面積を 1 年間で 3 ヘクタール、令和 5 年までに 9 ヘクタール解消することを目標としました。

次に、「担い手への農地利用集積・集約化について」です。

10 ページをご覧ください。令和 2 年 4 月現在、担い手へ利用集積されている農地の総面積は 1,097 ヘクタールあります。

「目標及びその達成に向けた活動計画」での単年度目標である「50ha」を、過去 3 年間の実績から、前回と同様に引き続き目標値として、令和 5 年まで継続することとしました

次に、「新規参入者の促進について」です。

11 ページをご覧ください。令和 2 年 4 月現在、新規参入者は 18 経営体あります。

過去 3 年間の実績より見直し、1 年間の目標を 11 経営体から 6 経営体に変更し、令和 5 年までに 36 経営体の新規参入を目標としました。説明は、以上です。

議長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 16時35分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年1月6日

会 長 大 本 定 一

議事録署名人 曾 我 和 彦

議事録署名人 山 内 裕 司